

日本語コミュニケーション学会

Japanese Language Communication Committee (JLCC)

第1回 年次大会(シンポジウム・研究発表)

2021年10月23日(土) 9:30~16:10

研究発表予稿集

<発表概要>

研究発表：120分(13:30~15:30)

発表形態：個人または共同による「口頭発表」30分(発表20分+質疑応答10分)

発表者等：4名(個人)・1組(共同)

13:30~14:00	朱 松松(東京外国語大学大学院博士課程)
pp. 01-04	「日本の小学校における食育に関する考察—政策分析を中心として—」
14:00~14:30	ナン ディン(東京外国語大学大学院博士課程)
pp. 05-08	「日本における母語教育研究に関する一考察」
14:30~15:00	エンフバヤル ソロンゴ(東京外国語大学大学院博士課程)
pp. 09-11	「コロナ禍のモンゴルにおける学校教育の機会均等について」
15:00~15:30	頼 瑜瑩(東京外国語大学大学院博士課程)
pp. 12-16	「中国教育改革「双减」政策について—校外日本語教育に対する影響—」
15:30~16:00	孫 懷宇・王 韻涵(山東師範大学)
pp. 17-22	『翻訳中における異文化コミュニケーション』 —日本語名句の中国語訳を中心に—

『日本の小学校における食育に関する考察』

—政策分析を中心として—

朱 松松(東京外国語大学総合国際学研究科)

要 旨

本稿では、政策分析を中心として、日本における食育の展開を概観し、日本の小学校における食育の社会背景および実施状況などを検討していく。日本では、各省庁や委員会により食育が明確に記述される一方、中国においては「食育」という概念は新しいといえよう。日本の食育推進体制は中国に比べて比較的充実しており、参考になる点が多くあると考えており、日本の小学校における食育から経験や示唆を得ることが期待されている。

キーワード：食育、小学校、政策分析

1. はじめに

近年、中国では食育に関する議論が盛んになってきたが、食育についての研究は依然少ないようである。また、中国の小学校では、食品安全に関する問題が多発しており、多くの小学生が食生活に問題を抱えている状態がみられる。これらの問題点に対して、筆者は小学校における食育を研究する必要があると考えた。

一方、食生活における諸問題を解決するために、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンなどの国々は様々な取組みを実施している。小学校現場において、食事や食育への関心は高まっているとみられる。日中両国の食文化は近く、直面している食問題も類似しているだろう。中国の小学校における食育を実施・推進するため、日本におけるどのような取組みが参考になるのか、日本からどんな啓示が得られるのか。これらの問題を抱えながら、筆者は日本の事例を中心とし、日本で明らかにされている法律や政策を踏まえながら、小学校における食育の社会背景および実施状況を考察することを主たる目的とする。

2. 先行研究の概観

日本の小学校における食育に関しては、多くの先行研究がある。しかし、食育に関する論文と資料は、今までの研究内容は食育の概念、海外の食育経験、中国で食育を実施する重要性、中国で食育の推進状況などに関するものが多く、研究方法は概ね類似しており、研究内容も重複する場合が多かった。さらに、日本の小学

校における食育について、具体的な取り組みや実施方策などを検討している研究は非常に少ない。従って、本稿は政策分析を中心として、日本の小学校における食育に関する考察を通じて、中国の小学校における食育の全面的実施・推進することに積極的な役割を果たしたいと考える。

3. 日本における食育の展開

日本における食育は、明治時代から最初に言及されたから 100 年以上の発展を経て、各省庁や委員会により先進的な取り組みが実施されていた。また、食育の推進体制は充実され、世界に称賛されている。ここで、日本における食育の取り組みと推進体制について述べていく。

3.1 日本における食育の取組

日本においては、食育は国民運動とされ、様々な立場に取り入れられている。それぞれの立場の国民は、食育に関する取り組みを行い、食育を推進している。農林水産省が作成した「食育の推進に向けて ―食育基本法が制定されました―」によると、食育を推進するため、今日まで食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省などが中心となり様々な取組を進めてきた。

それから、地方公共団体や民間団体においても、自発的な食育への取り組みが行われてきた。公的部門により食育の発展とともに、自治体や地域、関連事業も積極的に取り組みを実施している。その中、教育、保育、保健、農林漁業、食品、料理、ボランティア等の関係団体により、多種多様な取組が実施されている。

3.2 日本における食育の推進体制

日本における食育の推進体制は「多職種協働・地域連携」という特徴があると考えられている。食育を推進するため、多様な関係者が連携・協力しながら国民運動として取り組んでいくこととしている。「平成 29 年度食育推進施策(食育白書)」(2018)によると、国、地方公共団体による取組とともに、地域においては、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協働の下、食育を推進している。食育の推進は、全国すべての地域で展開され、多職種や関係者は相互に緊密な連携・協働で、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成の実現を狙っている。

4. 日本の小学校における食育の社会背景

4.1 食育基本法の施行

食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために、食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)が平成 2005 年 6 月 17 日に成立し、同年 7 月 15 日に施行された。

4.2 食育推進基本計画の推進

農林水産省(2016年)によると、2011年3月には、過去5年間の食育に関する取組の成果と課題を踏まえ、「第2次食育推進基本計画」が決定された。この基本計画は、2011年度から2015年度までの5年を対象とし、食育の推進に当たっての基本的な方針や食育の推進に当たっての目標値を掲げるとともに、食育の総合的な促進に関する事項として取り組むべき施策等を提示している。5年後の2016年3月18日、食育推進会議では、2016年から2021年までの5年を期間とする第3次食育推進基本計画が決定され、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めている。

4.3 学校給食法について

文部科学広報の特集「学校における給食・食育の推進について」(2016年10月)によると、学校給食は明治時代から実施されていた。「学校給食法」は4章、14条から構成されている。同法は「学校給食が児童の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実に努めることを目的とする」(第一条)。第一条の目的を実現するために、第二条には7つの目標が掲げられている。

4.4 栄養教諭について

栄養教諭は学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導を行い、教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ職員である。栄養教諭は教育に関する資質と栄養に関する専門性を活かし、食育の推進において、義務教育諸学校における指導体制として位置づけられ、非常に重要な役割を担っている。

5. まとめ

本稿は政策分析を中心として、日本の小学校における食育の状況を考察してみた。中国における国情や食育の課題と日本の小学校における食育の経験という観点から、①法律や政策の整備、②カリキュラム、教材の開発、栄養士などの導入、という2点が参考になると考えている。

①法律や政策の整備

日本においては、農林水産省が3次の食育推進計画を実施し、各段階の課題や取り組みを明らかにし、推進の目標を実現するように食育を順調に推進してきた。また、小学校においては、栄養教諭が円滑に実施され、食に関する指導も充実してきた。それらは、「食育基本法」や「学校給食法」に基づき、明確化・制度化され、進んできたのであろう。

②カリキュラム、教材の開発、栄養士などの導入

法律や政策が整備された後は、小学校教育現場での具体的な取り組みが必要であろう。法的根拠がある日本の小学校食育においては、家庭科として設置され、「たのしい食事つながる食育」という教材が使用されている。必修科目で専用教材を使いながら、日本の小学校では食育を実施している。さらに、学校給食法の施行、

「栄養教諭」の制度化、栄養教諭の配置などにより、食問題を予防・解決するように、小学校における食育の推進を図っている。

引用文献

・文部科学省(2016) 文部科学広報の特集「学校における給食・食育の推進について」2016年10月号
No203 13 頁

・総務省(2014)「食育基本法の体系」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000326163.pdf (2021年10月20日閲覧)

・農林水産省(2016)「平成 27 年度食育推進施策」

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/wpaper/h27/h27_h/book/index.html (2021年10月20日閲覧)

・農林水産省(2018)「平成 29 年度食育推進施策(食育白書)」

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/wpaper/attach/pdf/h29_index-9.pdf (2021年10月20日閲覧)

『日本における母語教育に関する一考察』

ナン デイン(東京外国語大学総合国際学研究科)

要 旨

外国人が増加しつつある日本社会、特に外国人労働者の移動に伴って、外国人児童に関しても様々な問題・課題が増加している。近年以来、特に教育の面では不就学、母語の保持、進路の問題などがあらたな課題として現れてきた。本稿では、日本における外国につながりを持つ児童がこれからさらに増えていく際に起こる問題に対応するために、1990年以降から今までの母語教育に関する先行研究を整理した。

[キーワード:外国人児童教育、母語教育、マイノリティ、]

1. はじめに

日本の一部業種における深刻な人手不足を背景として、仕事や学業などのために日本に中長期に滞在する外国人は増加つつある。外国人が総人口に占める割合は増加しており、2020年12月総人口統計¹によると在留外国人の総数が288万7,116人で、公立学校における在留外国人在学者数が10万8,826人である²。

1990年代から、日本政府による外国人児童生徒への調査や支援の検討が始まった。本稿では文献調査を踏まえ外国につながりのある児童の教育の課題と日本の母語教育に関する研究の動向を整理する。

2. 先行研究の概要

日本における外国につながりを持つ子供の教育に関する研究は様々である。まずは、外国につながりを持つ子供という言葉から始めていきたい。今までの研究ではオールドカマー、ニューカマー、外国人児童、外国にルーツを持つ子供、外国籍の児童などの言葉がよく使われてきたが、今日では「外国につながりを持つ子供」という言い方が文部省が使うフォーマルな言葉としてよく使用されている。両親のどちらかが外国籍である場合も、

¹ [国籍・地域別在留外国人数の推移 | 法務省, 人口推計-2021年\(令和3年\)8月報- | 総務省統計局](#)

² [文部科学省「学校基本調査」 | e-Stat 政府統計の総合窓口](#)

この中に含まれる³。この点について志水(2020)はもう一つの言葉の「日本語指導が必要な子ども」という言葉が文部科学省の統計で使われている基礎的なカテゴリーであり、その中心をなすのは、帰国子女や国際結婚家庭の子どもであると述べている。

今までの外国につながりを持つ子供の「教育問題」に関する課題は「外国人児童の受け「学習権利」、「教育格差」、「進路指導」、「国際理解教育」、「日本語指導」、「母語保持」、「アイデンティティ形成」といった様々な視点から研究が行われている。これらの課題はいずれも「日本語の支援が必要」といった切り口から考えたものだと言えるだろう。

3. 研究方法

本研究では文献調査を用いる。

4. 日本における外国人児童教育に関して

4.1 外国につながりを持つ子供たちの母語教育について

母語という言い方に関してはそれぞれ研究者によって議論が異なる。これに関して中島(2017)は 2012 年の日本で開設された海外日系人協会の「継承日本語センター」が「継承日本語教育資料集」を刊行したものと「継承語」も市民権を得るようであると、またアジアの各地の状況を調べてみると、「国によって事情は異なるが圧倒的に優勢なのが「母語」であると指摘している。日本では、オールドカマーは「民族語」、ニューカマーには「母語」に加えて「母国語」、「母語維持」、「母語保持」、「母語・継承語」⁴等も使用されていると述べた。

母語教育の必要性に関してカミンズ(2011)によると以下の何点が挙げられる。

- ①バイリンガリズムは言語の発達にも教育上の発達にもプラスの影響がある。
- ②母語の熟達度で、第二言語の伸びが予測できる。
- ③学校の中での母語伸張は、母語の力だけではなく学校言語の力も伸ばす
- ④学校でマイノリティー言語を使って学んでも学校言語の学力にマイナスにならない

³ 志水宏吉(2020 年)「外国につながりをもつ子供の教育課題」日本教育学会第 79 回大会 公開シンポジウム II 多国籍化する日本の社会と教育

⁴ 西川朋美(2018 年)「子供の第二言語習得研究と日本語教育—js1 の子供を対象とした研究と実践への道しるべ—」『子供の日本語教育研究』第 1 号

⑤子供の母語は就学初期に失われやすいもの

⑥子供の母語を否定することは、すなわち子供自身を否定することにつながる⁵

4. 2 母語教育の必要性

今までの研究で母語教育の重要性を主張しこれから必要とされる論点に関して整理したのは野津(2010)の「母語教育の研究動向」がある。そこでは日本の母語教育の現在の状況を捉え、母語教育の必要性に関する観点を「母語権利論」、「母語資源論」、「帰国・往來のための母語教育」の三つに分類している。まずは「母語権利論」である。人権としての母語教育の推進を制度化で実現しようとするなら、今までの解決できていない様々な外国人の教育上の不平等問題をクリアしなければならないのではないかと。次は「母語資源論」である。2019年の出入国及び難民認定法により移動する人口の増加とさらなる日本社会の多様化が予想される。この上で多様な母語運用者を育成することがメリットになる。しかし、今後の社会環境から母語教育が必要だと強調するのが母語教育の重要性を十分説明できないのではないかと。母語話者の学習意欲を高めない限りでは、母語が貴重な「資源」であるという認識にはなりにくいと考えられる。母語話者自身の母語学習の意欲を高める際にも母語を「資源」として取り扱い、将来進路など個人との関わりに焦点を当ててより効果的な母語学習の動機付けができるのではないかと。

最後には帰国・往來するための母語教育である。これに関して児島ら(2015)は「越境移動に伴い空間的・時間的に生じる学びの空隙を埋めあわせたり、断片をつなぎ合わせることを可能にする教育システムをより体系的に整備していく必要がある」と述べた。以上のように、外国につながりを持つ児童の母語教育に関して複雑且つ様々な課題がある。そして多様化していく日本社会において今後ますます問われることになるだろう。

5. まとめ

本研究では日本における在留外国人の推移、外国につながりを持つ児童教育・母語教育に関する先行研究のまとめを試みた。まだ、不十分な所がたくさんあると思うが、これからの研究では実際に外国人児童、保護者や母語教室の教師たちに関わり、多角的な視点から母語教育の必要性に関して考察したい。また、どのような母語学習の動機付けが母語教育の効率的普及に関連するのかについて分析したい。

⁵ カミンス著 中島和子訳(2011)『言語マイノリティを支える教育』慶應義塾大学出版会

引用文献

志水宏吉(2020 年)「外国につながりをもつ子供の教育課題」日本教育学会第 79 回大会 公開シンポジウム

II 多国籍化する日本の社会と教育

西川朋美(2018 年)「子供の第二言語習得研究と日本語教育—jsl の子供を対象とした研究と実践への道しる

べー」『子供の日本語教育研究』第 1 号

カミンズ著 中島和子訳(2011)『言語マイノリティを支える教育』慶應義塾大学出版会

『コロナ禍のモンゴルにおける学校教育の機会均等について』

エンフバヤル ソロンゴ(東京外国語大学大学院)

要 旨

文部科学省によると、「教育の機会均等とは人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地のいかんにかかわらず等しく教育の機会を提供することをいうが、すべての児童生徒に同一の教育を与えることを意味するものではなく、個人差に応じる教育を施すものである」と定義されている。生徒の能力や努力、必要に応じて、教育を受ける機会を平等に保障しようとする考え方、その状態のことを意味している。家庭環境・経済能力・親の教育バックグラウンドが高等教育機関への進学率や子どもの学習時間・意欲に大きく影響を与えることが先行研究でも言及されている。そのため、本研究では、コロナ禍の教育の機会均等に関する課題について保護者の観点から明らかにすることを目的とする。

[キーワード:コロナ禍、教育の機会均等、学校教育、テレビ・オンライン授業]

1. はじめに

コロナ禍において世界各地で教育に関する様々な問題が起きている。モンゴルでも同様にコロナ禍による諸問題が社会的な反発を呼び寄せている。モンゴル教育文化科学省にとると、全国的に 174,000 人の生徒が学習遅れに直面し、103,771 人の生徒がテレビ授業に参加できていないという。(2021 年 3 月)。2020 年 1 月 27 日より数回に渡った厳しいロックダウンの中、学校閉鎖期間も長く、1 年以上テレビやオンラインで授業が行われた。当省から、コロナ禍の学習遅れは授業別にもかなり遅れがあることも発表された。コロナ禍では、SDG-4 の「誰一人取り残さない」という重要な基本理念の実現が不可能になっている。様々な要因が考えられるが、モンゴルではコロナ禍の教育の機会不均等は強く批判されている。例えば、家庭環境や子どもの人数と学年により、テレビ・オンライン授業に等しく参加できないこと、インターネット使用の困難による不参加問題、地方に住んでいる生徒たちは家畜の世話で授業に使う時間を家事に取られてしまうというケースが非常に懸念される。

2. 本研究の概要

現在、モンゴルでは教育をめぐる数々の問題がある。それは、私立学校・公立学校をめぐる問題をはじめ、教

材不足、定人を超えた教室不足、そして何よりも地域や家庭環境により教育の質が大きく関わってくる。これらの問題が長年、社会問題として議論されてきたがなかなか解決されることなく現在に至っている。そして、コロナ禍で非常に加速した大きな問題となっている。地域や収入は生徒の成績や進学に深く関連しているといことは様々な研究結果で明らかになっており、現地の教育に関する議論会でもコロナ禍でこの教育の機会不平等がより激しくなってきたことが指摘されている。本調査ではその実態の一端を保護者の観点から明らかにすることを目標に掲げた。地方の生徒はテレビやインターネットの不足により授業にアクセスできないこと、そして子ども的人数によってテレビを持っている家庭でも時間が重なるため誰かが参加できないこともある。また、遊牧の家庭では、家畜の面倒で忙しく勉強に使う時間を取られているケースが少なくない。コロナ禍ではこれまで問題視されない機会均等に関する問題も浮上している。上記の通り、教育を等しく受ける機会すら与えられていないことはより不平等で持続不可能な社会・悪循環を生み出し、進学や大学入試に大きく悪影響されることが懸念される。

3. 考察・研究対象・方法・結果等

全国的な世論調査でも明らかになっているが、本調査ではオンラインを通して地域、学校、社会的バックグラウンドを問わず保護者の立場からコロナ禍のテレビ・オンライン授業の教育機会均等に対する問題や家庭環境による学習遅れの原因を明らかにすることを目指した。調査は2021年2月20日から25日かけ、188人の親を対象に21の質問項目を設けてオンラインで行った。回答者の6割が国公立学校、3割が私立学校、そして1割が特別支援学校の保護者である。コロナ禍のテレビ・オンライン授業や宿題・独学時間、難点について伺い、自由記述の欄も設けた。公・私立学校のテレビ・オンライン授業に関する満足度について2割近くは不満、6割は悪くはない、残りの2割は満足していると回答した。そして、不満に思う原因の44%は学習遅れ、28.6%は授業内容、18.9%は授業時間の長さ、8.6%は授業の時間割だという結果だった。一方、学校からのサポートについて1割が不十分だと回答したことが興味深かった。コロナ禍の教育に対する懸念点として最も多かったのは、子どもの孤立だという回答が4割近くを占めていることから、学校に通えない期間が長かったためだと分かる。モンゴルにおける教育機会の不均等の原因については①教育・学校環境・質(不平等なアクセシビリティ)、②家庭環境(経済能力の格差・貧困)、③政策の不十分さ、④教員との関係、⑤インターネットアクセス・テレビ不足、⑥コロナ危機、⑦教室不足・教員育成の格差が取り上げられた。そして、教育の質向上に関しては、至急学校を再開させること、教員・国公立の学校・地方(遠方)の学校教育の質の向上、教育・教材の内容改善、教育改革、オンライン・教室授業の合併、公・私立学校問わず平等な教育の提供、テレビ授業の内容に対する不満、学習遅れの改善、そして最も多かったのは教員育成・質の向上だということが伺えた。

以上、コロナ禍における教育分野の諸問題の一端を保護者の視点から明確にした。解決策として、今後もテ

テレビ・オンライン授業が継続する場合、授業を受けられていない子どもにインターネットへのアクセス・タブレットの提供、教員育成、テレビ授業の内容・質の向上に努め、問題点を明らかにし解決すること、そして何より誰も取り残さないことを目標に、教育を受ける機会を子どもたち一人ひとりに等しく、置かれている状況・ニーズに応じた機会の提供が重要だと考えられる。

4. まとめ

コロナ禍による学習遅れをなるべく早くに埋めるためにも必要に応じた機会の提供だと考えられる。モンゴル政府として誰一人取り残さないということを目指して学習遅れの問題に段階的、包括的かつ迅速に取り組むということを目指している。子ども一人ひとりに等しくかつ質のある教育を提供し、誰も取り残さないことがコロナ禍だからこそ強く求められている。そのため、地域格差の配慮や場合によって家庭環境への支援なども重要である。本調査では、地域やバックグラウンドの異なる家庭環境からみた結果をまとめたが、教員の支援や学習内容の遅れ、学校再開の現状、その他の子どもたちが強いられている様々な問題が今後の課題として残る。ロックダウン中に離婚され、一人親家庭になった方や経済不景気による解雇で収入がなくなり、大変な生活を強いられているため子どもの教育に目を向けられないという方、そして子どもゲル生活など部屋がないためロックダウンの期間中の学習環境はとても大変だという声があったことは懸念される。今後の課題として教育の機会均等からみたコロナ禍の学習遅れの現状や対策により注目したい。

参考文献

- 岡田昭人(2020)「近年における学力格差と教育の機会均等に関する諸研究の動向」『東京外国語大学論集』第100号
- 岡田昭人(2012)「教育の機会均等」議論と国際教育学の新しい研究視座『東京外国語大学論集』第84号
- 吉田和浩(2021)「ユネスコによるコロナ禍とその後の教育への対応」『日本比較教育学会』第62号

『中国教育改革「双減」政策について』

—校外日本語教育に対する影響—

頼 瑜瑩(東京外国語大学大学院)

要 旨

中国は7月24日公表した『關於進一步減輕義務教育階段學生作業負擔和校外培訓負擔的意見』は民間の教育企業に対する広範な見直しで、生徒の学習負担を軽減するとともに、「資本に乗っ取られて」と政府が主張する教育セクターの改革に乗り出す。中国社会でこの政策を「双減」と呼ばれている。つまり、小中学生の「宿題」と「塾通い」の2つを減らすという「双減」政策である。この政策も「中国のゆとり教育」と日本のメディアにより使われている。

ところが、義務教育段階と書いているが、実際に取り締まる民間教育機関は幅広い年齢層の人々に教育サービスを提供しているわけである。この故に「双減」政策は実際に民間教育産業全体の市場を対象として取り締まるわけである。

本研究は校外の民間日本語教育機関に重点を置き、「双減」政策がどのような影響を校外の日本語教育に与えるのかを明らかにする。

[キーワード: 中国教育改革、日本語教育、学校外教育、中国教育政策]

1. はじめに

中国教育部(日本の文部科学省に相当する)は7月24日に『義務教育段階生徒宿題の負担及び校外教育の負担について¹⁾』(以下は「双減」政策と略称する)を公表した。「双減」政策の内容は生徒の学習負担を軽減するために、宿題と塾通いこの二つの学習方式を減らすことにより、義務教育段階の学生及びその家庭の経済・精神負担を低減すること、学校運営と教師の質を向上すること、学校外の塾や学校外教育市場の不正営業を取り締まることを目指している。

したがって、中国ではこの政策を「双減」と呼ばれている。「双減」政策は2021年9月から北京・上海などの重点都市で実験的に実施することになった。本研究は「双減」政策を解説したうえで、学校外の日本語教育学

¹⁾ 原文:『關於進一步減輕義務教育階段學生作業負擔和校外培訓負擔的意見』出典: 中華人民共和國教育部 http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/gzdt_gzdt/s5987/202107/t20210724_546566.html

校に対する影響を分析する。

2. 研究背景

本節に中国における学校外の日本語民間教育機関の現状(『2021 意見』実施前)について紹介する。また、日本語を「高考」(日本のセンター試験と相当する国家統一試験)の外国語試験として受ける人数が増えている現状を説明する。

まず筆者の 2018 年の調査によると、校外の日本語学校を含む民間教育訓練機構全体はいくつの特徴を明らかにした。その中から二つ特徴を取り上げ、「双减」政策と関連のある部分を分析する。

第 1 に、運営実態について、語学民間教育機関は大手集団による運営と個人出資による運営の 2 種類に分けられる。両者の相違点を次のようにまとめた。一つ目は、学校運営計画の決定者が異なる。大手集団が運営している学校においては経営方針や月々の計画、人員募集などの承認は本部から得なければならない。したがって、運営の柔軟性が不足しているが、長期経営ができることで学習者に安定的な教育サービスを提供できると考える。一方、個人出資で運営している学校は運営と収益が自己負担となるので、資金と収益に重点を置くようになる。また、中小型民間教育機関は大部分の市場シェアを占めているが、政府の民間教育機関に対する管理制度がまだ完全ではないので、不正経営の民間教育機関が市場環境に悪影響を与えている可能性がある²。調査の当時に、研究対象地となった福州市政府は民間教育機関の市場環境の整備に重点を置いているという結果が出ていますが、現在から見ると、中国の中央政府は生徒の学習・発達と教育の質を向上させる点を考量し立案したことにより、民間教育機関の市場環境を整備する目的を達成するというふうに解釈しても良いであろう。

第 2 に、学習者の年齢層及び目的を説明する。学習者の年齢層は「小学生」から「高齢者」までである。一番多い学習者は「中学生～大学生」の年齢層に集まっている。また、学習者の目的は A・興味、B・成績・進学、C・留学、D・キャリアアップ、E・生活を充実する、F・認知症防止となる。A～F の中で生涯学習の理念と一致するのは A、D、E と考えると、語学民間教育機関は生涯学習における職業訓練と個人理想の追求、この二つの面に学習場所及び教育サービスを提供していることを明らかにした³。

次に、中国における日本語学習のニーズについて紹介する。中国の大学入試統一試験——「高考」の外国語試験では、長年実施されている英語試験に代わって、日本語の試験を受ける人が多くなっている。公益財団法人日本経済研究センターの研究によると、学生の日本語需要を反映し、学校内にクラスを設ける高校は増え

² 頼瑜瑩 (2020) 「中国における生涯学習の視点から見る民間教育訓練産業の特徴—福建省福州市の語学民間教育訓練機構を事例に—」 東京外国語大学言語・地域文化研究 第 26 号 p.430

³ 頼瑜瑩 (2020) 「中国における生涯学習の視点から見る民間教育訓練産業の特徴—福建省福州市の語学民間教育訓練機構を事例に—」 東京外国語大学言語・地域文化研究 第 26 号 p.430

ているが、教師の量と質が不足している現状が指摘された⁴。今まではもし学校外の日本語学校にたより、高考の日本語試験や日本の留学試験を受ける学生が多いが、これから学校外の日本語学校の量が減ると、日本語試験を受けたい生徒のニーズはどこでどのように解消するのかについて今後の課題になる。

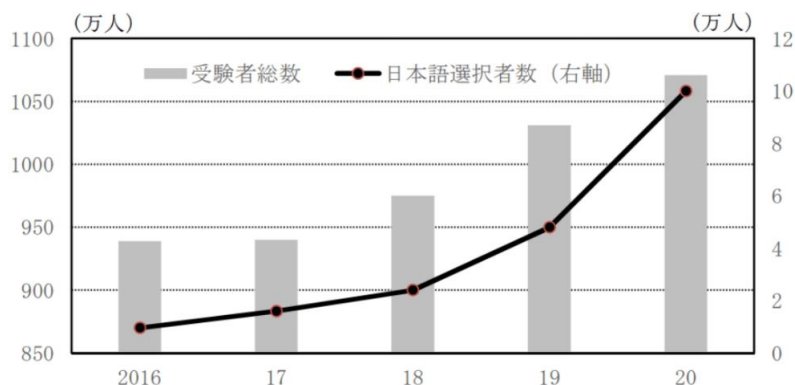


図 1 出典:湯浅 健司 首席研究員兼中国研究室長『中国の大学入試「高考」、日本語がブームに——英語より有利?アニメ好きも動機』公益財団法人日本経済研究センター 2021/06/25

以上により、中国における日本語民間教育機関と高考からもたらした日本語教育ニーズについて紹介した。

3. 「双减」政策の解説

この節において「双减」政策について分析をする。

「双减」政策の内容は以下の五つにまとめた。1、宿題の総量を総合的に削減し、学生の過度な宿題負担を軽減する。2、学校内の放課後のサービスは、生徒の多様なニーズに応えるために改善すること。3、学校外教育の実施について、厳格な監理と包括的な規制を主張する。4、生徒が学校で十分に学ぶことができるよう、教育と授業の質を精力的に向上させる。5、本制度のセットとなる支援体系を強化し、法的管理・支援・保証能力の向上を求める。

1点目と2点目は生徒を今まで実施してきた詰め込み教育から解放する意味をしている。そして、学校の運営側と教師がこれから新しい授業法及び放課後の運営について改めての訓練が必要となる。3点目は学校外の教育に対する厳しく管理するために、セットになる試行政策は『中小高生のための学校外教育素材管理の施策(試行)⁵』に学校外の教育に使う教材に対しより厳しく監理をすることを明記している。また『義務教育課程の

⁴ 湯浅健司 (2021) 『中国の大学入試「高考」、日本語がブームに——英語より有利?アニメ好きも動機』公益財団法人日本経済研究センター

⁵ 原文:『教育部办公厅 市场监管总局办公厅关于印发《中小學生校外培訓服務合同(示范文本)》的通知』出典:中華人民共和國教育部 http://www.moe.gov.cn/srcsite/A29/202109/t20210902_558022.html

学生を対象とした教科別学校外教育機関の非営利団体としての統一登録に関する通達⁶』には「営利目的の教育機関は、義務教育レベルの科目別研修事業を切り離した後、法律に基づいて他の研修活動を継続するために、営利機関の本体を取り消すか、元の承認機関に認可範囲の変更を申請する必要がある。義務教育の科目別研修活動を継続する場合は、原承認機関に学校免許の更新を申請し、民間非企業単位の法人として民政部に登録する。」という監理政策が公布した。さらに、『義務教育段階における学校外教育での科目別・非科目別の範囲についての通知⁷』に「校外教育を行う際には、道徳と法律、言語、歴史、地理、数学、外国語(英語、日本語、ロシア語)、物理、化学、生物を教科別というカテゴリー監理に属する。」この規定は数の多い校外の日本語教育機関に対し新しいチャレンジでもいえるし、特に中小型の日本語教育機関がこの度に閉鎖の危機に瀕していると予想できる。

4. まとめ

以上により、「双减」政策について簡単に分析した。日本語民間教育機関が塾として存続するにせよ、生涯学習機関として存在するにせよ、直面しなければならない問題がいくつかある。1、日本語教育に関する民間教育機関は利益のために運営することはできないので、資金の調達を把握しなければならない。2、非営利団体として運営できる語学民間教育機関は義務教育のカリキュラムを一般的のカリキュラムから離れる。3、非営利の日本語民間教育機関に使用している教材に対し改めて整理をしなければならない。この度新しい政策により各業界に画期的な課題を残しているのであろう。

注

- (1) 原文:『關於進一步減輕義務教育階段學生作業負擔和校外培訓負擔的意見』出典:中華人民共和國教育部 http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/gzdt_gzdt/s5987/202107/t20210724_546566.html
- (2) 頼瑜瑩(2020)「中国における生涯学習の視点から見る民間教育訓練産業の特徴—福建省福州市の語学民間教育訓練機構を事例に—」東京外国語大学言語・地域文化研究 第26号 p.430
- (3) 同上
- (4) 原文:『教育部办公厅 市场监管总局 办公厅 关于印髮/發《中小學生校外培訓服務合同(示範文

⁶ 原文:『教育部办公厅等三部门关于将面向义务教育阶段学生的学科类校外培训机构统一登记为非营利性机构的通知』出典:中華人民共和國教育部 http://www.moe.gov.cn/srcsite/A29/202109/t20210909_561300.html

⁷ 原文:『教育部办公厅关于进一步明确义务教育阶段校外培训学科类和非学科类范围的通知』出典:中華人民共和國教育部 http://www.moe.gov.cn/srcsite/A29/202107/t20210730_547807.html

本)》的通知』出典: 中華人民共和國教育部

http://www.moe.gov.cn/srcsite/A29/202109/t20210902_558022.html

- (5) 原文:『教育部弁(辦)公庁等三部門關於將面向義務教育階段學生的學科類校外培訓機/機構統一登記為非營利性機/機構的通知』出典: 中華人民共和國教育部

http://www.moe.gov.cn/srcsite/A29/202109/t20210909_561300.html

- (6) 原文:『教育部弁(辦)公庁關於進一步明確義務教育階段校外培訓學科類和非學科類範圍的通知』出典: 中華人民共和國教育部

http://www.moe.gov.cn/srcsite/A29/202107/t20210730_547807.html

引用文献

頼瑜瑩(2020)「中国における生涯学習の視点から見る民間教育訓練産業の特徴－福建省福州市の語学民間教育訓練機構を事例に－」『東京外国語大学言語・地域文化研究』第 26 号, p.430

湯浅健司(2021)『中国の大学入試「高考」、日本語がブームに——英語より有利? アニメ好きも動機』公益財団法人日本経済研究センター

『翻訳中における異文化コミュニケーション』

—日本語名句の中国語訳を中心に—

山東師範大学 孫 懷宇(院生一年生) 王 韻涵(院生一年生) 李 光貞(指導教授)

要 旨

要旨 本稿は山東師範大学の MTI 院生一年生の翻訳授業に基づき、日本文学作品における三名句:「美しい日本の私」、「古池や蛙飛び込む水の音」と「春は花夏はほととぎす秋は月冬さえて冷しかりけり」の中国語訳を中心に、日本語を外国語としての学習者の翻訳過程を通して、異文化コミュニケーションを考察してみたいと考えている。

キーワード: 翻訳、名句、中国語訳 異文化コミュニケーション

1. はじめに

異文化体験や文化的他者との協働は、今日強く求められるキー・コンピテンシーの1つである(OECD,2005)。異文化コミュニケーション研究(intercultural communication studies)の射程は広く、じつにさまざまなテーマが扱われ、研究方法やその背景となる研究パラダイムも多岐にわたっている(cf. Zhu, 2016)。研究テーマとしては、文化、民族、宗教、ジェンダー、言語・非言語コミュニケーション、レトリック、カルチャーショック・リエントリーショック、異文化適応、文化伝播、知覚・認知過程(ステレオタイプ・偏見・差別など)、アイデンティティパワー(権力関係)、異文化コミュニケーション能力、異文化間交渉・紛争・葛藤、異文間教育・研修・訓練、言語教育・第二言語習得、通訳翻訳、対人・集団(組織)コミュニケーション、メディア、多文化共生、国際協力・援助、環境教育などがある(cf. 守崎, 2001; 井・久米, 2013; Martin & Nakayama, 2007)。

現在、大学在学中に留学できる環境も整備されつつあるが、キャンパスのグローバル化に伴い、国際的なコミュニケーションもより頻繁になっており、より繊細な翻訳も求められている。中国では、2007年に、国務院学術度委員会の承認を得て、第一陣となる15のMTI教育資格を持つ学校が誕生しました。MTIの育成目標は、グローバルな経済統合のニーズに応え、国の国際競争力を高めることができる、優れている人材を育成することであり、グローバルな経済統合のニーズに適応し、国の国際競争力を向上させることができるだけでなく、国家の経済・文化・社会建設のニーズにも対応できる、ハイレベルで応用力のあるプロフェッショナルな通訳者・翻訳者を育成することでもある。山東師範大学 MTI(日本語)の学生募集は2021年

度から始まり、現在在籍の院生一年生は 10 名で、大学時代の専門は日本語科の出身もいれば、経済・芸術などの専攻生もいる。日本語が好きで、MTI(日本語)翻訳に選んで、院生試験に合格して山東師範大学大学院に入学したのである。

2. 本研究の概要

この度、本稿は今学期の山東師範大学の翻訳授業に基づき、日本文学における三名句:「美しい日本の私」、「古池や蛙飛び込む水の音」と「春は花夏はほととぎす秋は月冬さえて冷しかりけり」の中国語訳を中心に、現在の翻訳課程ではどんなものが求められているのかを考察していきたいと思っている。

3. 翻訳実例

3.1 「美しい日本の私」について

『美しい日本の私—その序説』は、川端康成の演説のタイトル。

1968年12月10日、日本人として初のノーベル文学賞を授与された川端が、12月12日にストックホルムのスウェーデン・アカデミーで行われた授賞記念講演において演説した芸術観・文化論である。これまでに、「美しい日本の私」が中国で広く承認された中国語訳は翻訳家高慧勤氏から出版された「我在美丽的日本」である。この度、前半の「美しい日本の私」の中国語訳を巡り、翻訳授業で教師と生徒合わせて11人がこういう風に翻訳した:「美丽的日本与我」四人、「我与美丽的日本」三人、「我在美丽的日本」二人及び「日本の美与我」二人という結果である。

しかし、単語の対等という視点から見れば、「の」という単語は一般的に中国語の「的」に該当するが、実際に「美丽的日本的我」という風に訳すと矛盾が生じかねない。それに、この名句の中国語訳として広く周知される中国語訳は「美丽的日本和我」と「我在美丽的日本」など、「的」という単語はあまり使わないようだ。何故かというところ、この授賞式の演説の本文に大きな関わりがあると考えたほうが自然であろう。個人的な意見だが、演説の趣旨は大体日本の美と川端康成氏がどういう風に日本の美から影響されたのかを述べること。キーワードは「美しい日本」と言えるかもしれない。「美丽的日本的我」と訳せば、「私」を強調することになる。ゆえに、この名句の中国語訳はあえて「単語の対等」という基準を則ることもせず、より本文の趣旨を忠実することに訳した。

要するに、現代の翻訳では、単に単語の対等だけを基準にするのは完璧な翻訳にならない恐れがある。翻訳をする時に、文章を全体的に考察しなければならないと言えるだろう。

3.2 「古池や蛙飛び込む水の音」について

「古池や蛙飛びこむ水の音」とは、1687年に松尾芭蕉の発句。

芭蕉が蕉風俳諧を確立した句とされており、芭蕉の作品中でもっとも知られているだけでなく、すでに江戸

時代から俳句の代名詞として広く知られていた句である。古池に飛び込んだ蛙が静寂を破り水の音を起こした。最初は、作家である周作人が「古池 青蛙跳进水里的声音」というように訳した。簡潔に原文を尊重したが、「古池」「音」「静寂」という3つの中に、「古池」「音」二つの要素しか捉えていない、「静寂」というテーマは読者の想像力に委ねられており、翻訳では表現されていないため、その後多くの人が再翻訳していたのだ。これまでにこの名句の中国語訳を巡る論争は収まっていないが、『日本文明史(第二版)』の訳者袁徳良氏が「蛙跃古池寂, 静渚传清声。」に訳し、その代表的な中国語訳になっていた。

ご存知の通り、この名句は「わび」「さび」と繋がっており、独特な日本の美を含めている。どうやって翻訳すれば中国の読者にその美感を伝えられるのか、今回のクラスで以下の通り翻訳した:

「古池塘, 青蛙跳进发清响」

「古池清幽, 听闻青蛙跳水声」

「古池透底清, 蛙跃入水静」

「古池塘, 青蛙入水, 水声清响」

「古池畔, 青蛙扑通跳水中」

「幽幽古池畔, 青蛙入水, 叮咚清响」

「古池青蛙跳, 扑通一声响」

「古池塘, 青蛙跳入, 闻一声清响」

「古池蛙跃入, 水起响清音」

「青蛙跃古池, 水声清响」

「蛙入古池一声响」

という11つの翻訳となっている。

この名句の翻訳が多岐にわたっており、論争も未だに収まっていない。俳句とは日本のオリジナル的な文化の一つであり、日本語だけを学んだとしても、日本文化を熟知しない限り、理解も難しいであろう。この文化的な感じは如何に日本語ができない中国の読者に伝えるか、上記の中国語訳も異なる解答と言えるだろう。その中には忠実にこの俳句の意味を再現するものがあり、文化的な等価性——すなわち俳句のメカニズムである五文字、七文字、五文字を中国の古詩のように再創作するものもある。簡単にどちらが勝るかどちらが劣るか判断するのは難しいことだが、俳句の「文化的な雰囲気」を伝えることが大切だと思っている。異文化翻訳ということは元々十人十色であり、俳句を翻訳したいならきちんと「文化的な雰囲気」伝えれば十分だと考えられる。アメリカの言語学者ユージン・アルバート・ナイダから提出された動的等価性という翻訳理論に基づき、「文化的な等価性」を重んじる翻訳するほうが適切だと思われるだろう。

3.3 「春は花夏はほととぎす秋は月冬さえて冷しかりけり」について

「春は花夏はほととぎす秋は月冬さえて冷しかりけり」

この歌は、道元禅師が45歳から54歳にかけて、折にふれて詠んだ和歌60首を集めた『傘松道詠』におさめられているものであり、『本来面目』という題がつけられている。大意は、「四季のめぐり(春には花、夏にはほととぎす、秋には月、冬には雪)は外側に現れる姿で、それらをそのままに爽やか(すずし)に感じられるのは、見る人の心が爽やかということであろう」。鄭民欽氏が『風雅和歌』シリーズで「春花秋月夏杜鹃，冬雪皑皑寒意加」という風に翻訳し、これまでに広く認識されていた。

翻訳授業ではこの広く知られている和歌を日本語から中国語に翻訳を試みた。和歌とは、日本の短歌形式の古典詩であり、古典短歌とも認識されている。今回の中国語訳は以下の通りである：

「春赏百花，夏闻鸟啼，秋望明月，冬历雪寒」

「春迎樱花怒放，夏闻子规清啼，秋赏月影婆娑，冬见雪茫风冽」

「春花灿烂秋月明，夏鸣杜鹃冬雪寒」

「春赏百花秋望月，夏闻子规冬听雪」

「春赏百花夏杜鹃，秋望明月冬雪寒」

「阳春已至百花争，槐序当闻子规鸣，秋夜月色朦胧见，暮冬霜雪遍寒冰」

「春花烂漫，夏鹃啼鸣，秋月朦胧，冬雪皑皑」

「春夏秋冬徒流转，花鸟风月雪曾寒」

「百花盛开之春，子规啼鸣之夏，朦胧月挂之秋，白雪茫茫之冬」

「春赏百樱秋有月，夏揽杜鹃冬迎雪」

「春见樱花 夏闻杜鹃 秋月朦胧 冬日冷厉」

という11つの翻訳となっている。

この名句の訳文から見れば、すでに単なる翻訳と差異性が見られると言っても過言ではない。もはや別国の文化そのものを再創作して本国に伝える形に見えるだろう。中国では和歌という形式の文化がないため、「春は花」と近い年代、すなわち宋朝の詩詞の形を模倣して訳したということになったのだろう。このような場合、翻訳というより、言語ローカリゼーションに近いかもしれない。言語ローカリゼーションとは、製品の翻訳を特定の国または地域に適応させるプロセスである。これは、国際化とローカリゼーションとして知られるプロセスである、異なる市場の違いを説明するための、製品の翻訳と文化的適応のより大きなプロセスの第2段階。使用される地域に合わせて、ユーザーインターフェースをカスタマイズすること。基本的には表示を現地語へ翻訳することを指すが、その土地の文化にも配慮した設計が求められる。今後、国際的なコミュニケーションもより頻繁になるという避けられない情勢を踏まえて、異文化コミュニケーションは単純な翻訳を超え、ローカリゼーションに

ますます近似することになるといえよう。

4. 結論

以上述べたように、同じ日本語の分でも、個人によって、翻訳法が違っている。これは、母語能力の高低と関係があるに違いないが、異文化への理解にも関係があるのではないかと思われる。ポストコロナ時代となった今、翻訳者に求められているのはもはや翻訳能力だけではなく、両国の文化を熟知している異文化間のかけ橋にふさわしい能力を身につける必要となると思われる。翻訳というよりローカリゼーションに近いではないだろうか。そして、翻訳授業も単に用語集やセンテンスを注目してはいけなく、両国の文化の比較に関する授業も開設しなければならない。一方、時代とともに更新されている翻訳学理論も学習者にとって必要な知識と言えるだろう。翻訳あるいはローカリゼーションという行為は翻訳者の主体性次第に十人十色と言っても過言ではないが、文化的な体裁を翻訳する時に、如何に再創作することにより異なる文化を持つ読者に伝えられるかそして「厚化粧」にならないかという問題も無視できないと考えられる。

今後とも、翻訳に携わるものたちもグローバル化という時代の流れを順じて、フレキシブルな思考を以て、翻訳の仕方を検討し続けよう。翻訳教育の目的を単なる言語機能の習得にとどめるのではなく、その教育を通じて異文化と共存共栄に貢献しうる人材を育成しようとする姿勢の重要性を指摘している。外国語翻訳の授業を通じて学生が異文化体験をしながら、異文化理解を深めることを可能とする翻訳教材の開発が待たれ、異文化間コミュニケーションの理論に基づくディブリーフィングを行う必要もあるというべきだろう。

参考文献

- 石井敏(2001)「第 1 章 研究の歴史的背景」石井敏・久米昭元・遠山淳(編著)『異文化コミュニケーションの理論』(pp. 10-18). 有斐閣ブックス.
- 丸山真純(2021) トランスカルチュラル・コミュニケーションとしての 異文化コミュニケーション, トランスランゲージングと (マルチ)リンガ・フランカとしての英語(1): オンライン多文化共修の再概念化に向けて 経営と経済 第 100 巻第4号
- OECD. (2005). Definition and Selection of Key Competencies – Executive Summary.
<https://www.deseco.ch/bfs/deseco/en/index/02.parsys.43469.downloadList.2296.DownloadFile.tmp/2005.dskcexecutivesummary.en.pdf> (2021 年 1 月 20 日閲覧)
- Felber, Stefan. Kommunikative Bibelübersetzung (2013). Eugene A. Nida und sein Modell der dynamischen Äquivalenz, Deutsche Bibelgesellschaft, Stuttgart 2013, 2nd edition 2016, 481 pp.

(ナイダの包括的な伝記を含む)

長谷川 修一(2019) [基調講演] 聖書の翻訳—古代から現代まで— 通訳翻訳研究 2019年 19 巻 153-165

井上 英明 (1997) 秋山勇造著『翻訳の地平—翻訳者としての明治の作家』比較文学 1997年 39 巻 100-

106

韓 玲姫, 綿拔 豊昭 (2012) 周作人の購入書籍に関する考察—日本文学を中心に— 情報メディア研究

2012年 11 巻 1 号 1-14

许钧、穆雷 . 翻译学概论 [M]. 南京:译林出版社, 2009.

仲伟合 . 译员的知识结构与口译课程设置 [J]. 中国翻译, 2003(4).